

平成23年度保健福祉部社会福祉課執行目標設定表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	目標を進行させる計画 (スケジュール)	市長所信表明、総合計画（実施計画）や行革行動計画の位置づけ
1	<p>犯罪被害者等支援条例の制定</p> <p>○必要性 犯罪被害者等基本法第5条の規定により、地方自治体には、犯罪被害者支援に関する施策を策定・実施する責務があるため。</p> <p>○目的 犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念、市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めること、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。</p>	<p>○内容</p> <p>(1)市の責務 (2)市民等の責務 (3)相談及び情報の提供等 (4)見舞金の支給 支給額：遺族見舞金 30万円 傷害見舞金 10万円 (5)広報及び啓発</p>	<p>平成24年4月1日施行するため調整・政策会議に諮れるよう準備を進める。</p>	
2	<p>自殺対策の実施</p> <p>○必要性 総合計画の“誰もが安心して暮せる福祉都市の創造を目指して、1つの施策として、自殺対策基本法第4条の規定により、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があるため。</p> <p>○実施事業 普及啓発を目的としたメンタルヘルスに係るパンフレットを購入し、全戸配布する。</p>	<p>○内容 広報「きづがわ」にメンタルヘルスに係るパンフレットを折り込むことで、全戸配布する。</p> <p>○経費内訳</p> <p>①パンフレット購入費(27,500部) 809千円 ②広報誌折り込み料 (27,500部) 28千円</p>	<p>平成23年5月に京都府の補助金申請を済ませているため、交付決定され次第、準備を進める。</p>	<p>○総合計画（基本計画） 3(2)③自殺者対策</p>

3	<p>就労支援促進事業の活用による自立支援の強化</p> <p>生活保護制度の目的である‘自立の助長’を推進するため、稼働能力を有する被保護世帯に対して、専門的な支援をおこなう“就労支援員”を引き続き配置することにより、本市「就労支援プログラム」に基づく自立支援を強化する。</p> <p>また、“就労支援員”を活用して子育て支援課と連携し、母子家庭を対象にした就労相談（支援）も実施する。</p>	<p>稼働能力のある被保護世帯を対象に、10名の稼働能力の活用（就労）を目指す。</p> <p>※平成22年度実績</p> <p>就労：32名</p> <p>内訳／被保護世帯：10名</p> <p>母子家庭：3名</p> <p>被保護世帯以外：19名</p>	<p>昨年度より引続き「自立支援プログラム（就労支援促進事業実施要領）に基づき被保護者の自立支援を進める。</p> <p>母子家庭を対象とした就労相談（支援）を実施し、子育て支援課と連携して就労支援を進める。</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>3(2)③地域福祉の充実</p>
4	<p>生活保護世帯の高等学校進学支援の強化</p> <p>昨年度作成した「高校進学支援プログラム」に基づき、中学生のいる保護世帯（親子等）を対象に、高等学校進学への動機付けを図り、高等学校入学までの支援をおこなう。</p> <p>入学までは細やかな情報提供等のため、中学校等と連携実施し、入学後も就学状況の見守り等おこない社会的自立を促す。</p>	<p>生活保護世帯の中学生世帯23名の内、高等学校進学を控えている中学3年生9名に進学できるよう支援をする。</p>	<p>高校進学プログラムに基づき、CWが保護者や中学校と連携し、保護世帯の中学生高校進学を支援する。</p> <p>中学1・2年生を持つ保護者の進学意識を高めることに努め、中学3年生の保護者及び生徒には高等学校入学までを支援する。</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>3(2)③地域福祉の充実</p>